

高取町救急医療情報キット配布事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者等に対し、かかり付け医療機関や持病等の緊急時に必要な情報を保管する救急医療情報キット「命のバトン」(以下「キット」という。)を配布することにより、住民の安全と安心の確保を図ることを目的とする。

(キットの内容)

第2条 配布するキットの内容は、次のとおりとする。

- (1) 保管容器
- (2) 緊急時安心カード
- (3) 保管箇所明示ステッカー

2 キットは、民生児童委員より配布する。

(配布対象者)

第3条 キットの配布を受けることができる者は、高取町内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 70歳以上のひとり暮らしの方
- (2) その他町長が認める者

(申請)

第4条 キットの配布を希望する者は、「命のバトン」救急医療情報キット配布申請書(別記様式第1号)により、高取町長に申請しなければならない。

(決定)

第5条 前条の申請があった場合は申請の内容を審査し、適当と認めるときはキットを配布する。

- (1) キットの配布数は、1世帯に1セットを限度とする。
- (2) 破損紛失等により再配布の必要があると認めるときは、キットを再配布することができる。

(費用負担)

第6条 キットは無償で配布する。

(台帳記載)

第 7 条 救急医療情報キット配布者名簿を備え、第 5 条の規程によりキットを配布した者をこれに記載する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。